

(平成25年3月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年2月1日から同年6月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年2月1日とするとともに、資格喪失日に係る記録を同年6月1日とし、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、同年2月から同年4月までは34万円、同年5月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の上記訂正対象期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月から平成元年6月まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。当時の業務打合せノート、給与明細書等を提出するので、厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 複数の同僚の証言及び申立人から提出された業務打合せノート等の資料から判断すると、申立人は、入社及び退職の日付は確認できないものの、昭和63年8月頃から平成元年6月頃まで申立てに係る事業所に勤務していたことが認められる。

2 申立人からは、財布の中に残っていたとして、給与明細書4枚(4か月分)が提出されている。当該明細書には支給元事業所及び支給年について記載が無い上、経年劣化により支給月についてほとんど判読できないが、当該明細書に記載された厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の各控除額が、申立期間当時の各保険料率を基に計算した額と一致すること、並びに当該明細書の様式が同僚(1人)から提出された当時の給与明細書の様式と一致している上に、当時の給与担当者(役員)及び他の複数の同僚も当時申立てに係る事業所から従業員に交付されていた給与明細書の様式である

と証言していること等から、申立人が申立てに係る事業所から交付された給与明細書であることが認められる。

また、上記給与明細書は、当該明細書において源泉徴収されている各所得税額がいずれも平成元年1月以降に支給される給与に適用する所得税の額に一致していることから、同年1月以降のものであると推認される。

さらに、上記給与明細書については、i) いずれも支給月が確認しづらいが、そのうちの1枚について「2月」と判読できること、ii) 各明細書に記載された支給総額及びその内訳又は算定式、並びに申立人の「前任者が退職して、自分がB役職となった。」との供述等により、支給総額の金額の高い2枚は平成元年4月以降の給与明細書であると判断されること、iii) 上記業務打合せノートにおいて確認される業務打合せメモの最終の日付は6月23日であって、その翌日以降の勤務を確認できる資料等は見当たらない上、申立てに係る事業所における厚生年金保険料の控除方法は当月控除であったとみられることなどから、4枚の給与明細書のうちに同年6月の給与明細書が含まれる可能性は高くないとみられること、iv) 申立人は、連続した4か月の給与明細書を一緒に保管していた可能性が最も高いと考えられることなどを踏まえると、申立人から提出された給与明細書は、同年2月から同年5月までのものであると推認される。

- 3 これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年2月から同年5月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間における申立人の標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額より、平成元年2月から同年4月までは34万円、同年5月は36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ申立人に係る被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の平成元年2月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間のうち、昭和63年8月から平成元年1月までについては、1で述べたとおり、入社の日付は確認できないものの、当該期間のうちのほとんどの期間において申立人は申立てに係る事業所に勤務していたと認められる。

しかしながら、申立人の供述、当時の給与担当者(役員)及び複数の同僚の証言等から、申立てに係る事業所においては一部に試用期間として社会保険の被保険者資格の取得及び保険料の控除の開始を一定期間遅らせる取扱いがあったことがうかがわれる上、ほかに当該期間において申立人の給与から保険料の控除があったことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

また、申立期間のうち、平成元年6月については、上述したとおり、上記業務打合せノートにおいて確認される業務打合せメモの最終の日付は6月23日である上に、ほかに申立人が申立てに係る事業所に同年6月末日まで在籍していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和63年8月から平成元年1月までの期間及び同年6月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月6日から同年9月1日まで

私は、昭和43年5月から45年4月頃までA社及び同社のグループ会社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、同僚の証言等から判断すると、申立人はA社及び同社のグループ会社に継続して勤務（昭和43年9月1日にA社からB社に異動）し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人と同様にA社からB社に異動した複数の同僚のA社における資格喪失日が、いずれも昭和43年7月6日となっていることから、事業主が申立人の資格喪失日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の同年7月及び同年8月に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B製造所における資格喪失日に係る記録を昭和57年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和57年6月30日まではA社B製造所に、同年7月1日からは同社C本社に継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び厚生年金基金の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和57年7月1日に同社B製造所から同社C本社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B製造所における昭和57年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金基金に係る資格喪失届について、当初、資格喪失日を昭和57年6月30日として届け出たものを、同年7月12日付けで、資格喪失日を同年7月1日とする訂正届を提出していることが確認できることから、「訂正届は複写式ではないものの、社会保険事務所にも同様の訂正届を提出し、保険料を納付しているはずである。」と主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得

ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年2月1日から同年8月31日まで

私は、申立期間においてA社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社は、昭和21年3月から32年6月まで厚生年金保険の適用事業所であったが、申立期間においては適用事業所でなかったことが確認できる。

また、A社の閉鎖登記簿に記載されている役員全員の連絡先が不明である上、申立人が記憶する同僚3人も、1人は死亡、残る2人は名字のみの記憶で個人を特定することができないことから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間においてA社はB社の一角を借りて操業していたとしているところ、同社については、商業登記簿の存在を確認することができず、厚生年金保険の適用事業所としても見当たらないことから、同社の当時の役員及び従業員に照会することもできない。

加えて、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。